

# 新潟県自動車による移動食品営業の取扱要綱

昭和58年7月1日制定

令和3年5月7日最終改正

## 第1 目的

自動車に施設を設けて食品調理又は食肉処理を行う営業（以下「移動食品営業」という。）について、その取扱方法を定め、もって移動食品営業による食品衛生上の危害発生の防止を目的とする。

## 第2 定義

移動食品営業とは、自動車（道路運送車両法にもとづく自動車をいい、二輪自動車を除く。）に設備を設けて食品調理又は食肉処理を行う営業をいう。

なお、上記の自動車による鮮魚介類の販売行為（営業許可を要しない包装済品の販売を除く。）は、移動食品営業の飲食店営業の範囲に含める。

## 第3 対象業種

食品衛生法施行令第35条に規定する営業のうち、次に掲げる営業を対象とする。

- 1 飲食店営業
- 2 食肉処理業

## 第4 営業の制限

- 1 飲食店営業

食品衛生法施行規則別表第20の第1号で定める給水・廃水タンクの容量と実施可能な営業内容の目安は以下のとおりとする。

- (1) 給水・廃水タンクの容量が約40リットル
  - ・簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと、又は単一品目のみ取り扱うこと。
  - ・使い捨て食器の使用に限ること。
- (2) 給水・廃水タンクの容量が約80リットル
  - ・大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理を行うこと、又は複数品目を取り扱うこと。
  - ・使い捨て食器の使用に限ること。
- (3) 給水・廃水タンクの容量が約200リットル
  - ・大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと。
  - ・通常の食器を使用すること。

## 2 食肉処理業

- ・取り扱うことができる品目は、野生獣肉（野生のイノシシ及びニホンジカ）に限る。
- ・行うことのできる行為は、一次処理（放血、内臓摘出、はく皮までの処理）のみとし、背割り、脱骨、細切、包装の処理（以下「二次処理」という。）並びに食肉販売は認めない。
- ・一次処理を行った野生獣肉の二次処理は、原則として、県内（新潟市を含む。）の食肉処理業の営業許可を有する施設で行うものとする。
- ・一次処理を行うことができる地域は、県内（新潟市を含む。）のみとする。

## 第5 営業施設基準

新潟県食品衛生法施行条例第4条の定めるところによるものとする。

## 第6 管理運営基準

食品衛生法施行規則第66条の2の管理運営基準のとおりとする。

## 第7 事務処理

### 1 許可申請

申請は、原則として申請者の住所地を管轄する保健所長へ提出するものとするが、申請者の住所が県外にある場合又は主たる営業地域から離れている場合は、主たる営業地域を管轄する保健所長へ提出できるものとする。また、申請者には次の事項を付記又は添付させること。

- (1) 下ごしらえを行う場合はその場所（仕込み、加工等）の屋号及び所在地
- (2) 処理を予定する野生獣及び主として営業する地域、許可対象の自動車の保管場所、二次処理施設（別記様式）（食肉処理業のみ）

### 2 許可条件等

- (1) 調理品目等必要な条件をつけることができる。
- (2) 営業形態の特殊性から許可書の掲示は困難であるため、携帯させることとし、車両掲示用ステッカーを別途交付するものとする。
- (3) 新潟市自動車による移動食品営業の取扱要綱により許可を受けた者が、当県内で移動食品営業を行う場合については、この要綱により許可を受けたものとみなす。

## 第8 監視指導について

営業地域が広域にわたる場合は、保健所間の連絡を密にするため、許可をした保健所長は、必要に応じて営業地域を管轄する保健所長に対し、営業者台帳の写しを送付

するとともに、その監視指導について十分協議すること。

**附 則**（昭和58年7月1日環第530号）

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

**附 則**（平成7年11月22日環衛第627号）

改正要綱は、平成7年11月24日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日生衛第1011号）

改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月31日生衛第856号）

改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日生衛第954号）

改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日生衛第1276号）

改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年5月7日生衛第179号）

改正要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式

(ふりがな)

移動処理車の  
名称、屋号又は商号

---

(ふりがな)

営業者の氏名

---

営業者の住所

---

処理を予定する野生獣 (○を付ける)	イノシシ ・ ニホンジカ
主として営業する地域	
移動処理車の保管場所	

二次 処理 施設 (1)	営業所の名称、 屋号又は商号			
	営業所の所在地			
	営業者の氏名			
	営業の種類 (許可条件)	許可年月日	許可番号	
	( 食肉処理業 )	・	・	
二次 処理 施設 (2)	営業所の名称、 屋号又は商号			
	営業所の所在地			
	営業者の氏名			
	営業の種類 (許可条件)	許可年月日	許可番号	
	( 食肉処理業 )	・	・	